

離職者向け及び障害のある方向け職業訓練

(令和7年4月から令和8年1月訓練開始)

事業募集要領

1 事業の趣旨・目的

多様な人材ニーズに機動的に対応するため、専修学校等の民間教育訓練機関等を活用して、離職者が再就職に必要な技能及び知識を付与する短期課程の普通職業訓練を実施することにより、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保するとともに、離職者等の再就職を促進する。

なお、本事業は「国との協議が整うこと」及び「令和7年度京都府の予算の成立」を前提に実施される停止条件付き事業です。そのため、国との協議が整い、京都府の予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度離職者向け職業訓練委託業務
令和7年度障害のある方向け職業訓練委託業務
- (2) 業務内容 別紙①「パソコン技能検定」資格取得コース委託仕様書、②「介護職員初任者研修」資格取得コース委託仕様書、③デジタル訓練促進コース委託仕様書、④障害者集合訓練委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 同上
- (4) 委託上限額 同上 ※上限を超える場合失格とする。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒620-0813 福知山市南平野町90番地
京都府立福知山高等技術専門校 訓練企画課(技能センター)
電話 0773-27-9022 FAX 0773-27-6213
メールアドレス fukukgs-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

- (2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間: 令和6年12月9日(月)～令和7年1月17日(金)
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。午前9時から午後5時まで)
イ 配布場所及び受付場所
上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府立福知山高等技術専門校ホームページ
(<http://www.pref.kyoto.jp/fukukgs/news/puropo7.html>)からダウンロードできる。

- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限: 令和7年1月10日(金)
イ 提出場所: (1)に同じ。
ウ 提出方法: 持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(提出期限必着)

- (4) 参加表明書の提出期限延長

各募集対象コースにおいて、参加表明事業者が1者以下の場合に限り、参加表明書の提出期限を延長する。

- ア 延長提出期限: 令和7年1月17日(金)
イ 提出場所: (1)に同じ。
ウ 提出方法: 持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(提出期限必着)

- (5) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限: 令和7年1月17日(金)
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
イ 提出場所: (1)に同じ。
ウ 提出方法: 持参(平日の午前9時～午後5時まで(午前11時30分～午後0時30分を除く))又は郵送(提出期限必着、書留郵便等)

5 事前説明会

- (1) 開催日時: 令和6年12月23日(月) 午後2時～(1時間程度)
(2) 開催場所: 京都府立福知山高等技術専門校 技能センター
(オンライン会議システム zoom を併用予定)
(3) 申込方法: 事前説明会に参加を希望する者は、申込期限までに説明会参加申込書に必要事項を記入し、送付すること。(FAX 又はメール可) ※ただし、着信確認の電話を行うこと。
(4) 説明会への申込期限: 令和6年12月20日(金) 午後5時まで

6 質疑・回答

- (1) 受付期間: 公募開始日～令和6年12月27日(金) 午後5時必着
(2) 質疑方法: 持参のほか、FAX 又は電子メールにより、4(1)に提出すること。ただし、着信確認の電話を行うこと。

(3) 質疑様式等: 様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

- ア 件名は「離職者向け及び障害のある方向け職業訓練委託業務に関する質問」とすること。
- イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時: 令和7年1月9日(木)

(5) 回答方法: 質問への回答は京都府福知山高等技術専門校ホームページ

(<http://www.pref.kyoto.jp/fukukgs/news/puopo7.html>) に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

(1) 提出書類 別紙「提出書類一覧表」のとおり

(2) 企画提案書の作成方法

正本(原本)1部及び副本(コピー)4部の計5部とし、提出書類は、正本・副本ともに、各1部ずつA4判ファイルに綴った上、表紙及び背表紙に訓練科名及び提出事業者名を記入すること。

なお、提案書には、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された書類の取扱い

- ア 提出された書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「事業審査要領」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書について、評価基準に基づき、外部有識者の意見(採点等)を聴取した上で評価する。

(3) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、委託料見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で委託料見積書を再作成し、再提出された委託料見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 委託料見積書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌開庁日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約保証金は免除とする。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 各コースの企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書を提出した後、差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成・提出等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。
- (8) 本事業は、厚生労働省発令の委託訓練実施要領に基づき実施するものとする。